

令和6年4月八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

4月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

議案第 24 号	八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第 25 号	八戸市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について	7
議案第 26 号	八戸市社会教育委員の委嘱について	9
議案第 27 号	八戸市文化財審議委員の委嘱について	11
議案第 28 号	天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地保存活用計画検討会議委員の委嘱について	13
議案第 29 号	八戸市文化財の指定解除について	15

議案第24号

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改
正する条例の制定について、別紙のとおり市長に申し入れるものとする。

令和6年4月26日 提出

八戸市教育委員会

教育長 齋藤 信哉

理 由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部
改正に伴い、市立学校の学校医等の公務上の災害に対する補償基礎額及び介護補償の額を引
き上げるためのものである。

議案第 号

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改
正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年 月 日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部
改正に伴い、市立学校の学校医等の公務上の災害に対する補償基礎額及び介護補償の額を引
き上げるためのものである。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和36年八戸市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第2項第1号中「172,550円」を「177,950円」に改め、同項第2号中「77,890円」を「81,290円」に改め、同項第3号中「86,280円」を「88,980円」に改め、同項第4号中「38,900円」を「40,600円」に改める。

別表中

6,340円	8,085円	9,640円	10,810円	11,645円	12,388円
5,340円	6,310円	6,925円	8,028円	8,908円	9,370円

を

「

6,618円	8,283円	9,795円	10,923円	11,718円	12,438円
5,568円	6,470円	7,038円	8,093円	8,950円	9,398円

に改める。」

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第7条の2第2項の規定は、令和6年4月1日以後に支給すべき理由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき理由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

3 新条例別表の規定は、令和5年4月1日以後に支給すべき理由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき理由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

4 令和6年4月1日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に改正前の八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「旧条例」という。）第7条の2第2項の規定に基づいて支給された介護補償は、新

条例の規定による介護補償の内払とみなす。

- 5 令和5年4月1日から施行日の前日までの間に旧条例別表の規定に基づいて支給された公務災害補償は、新条例の規定による公務災害補償の内払とみなす。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(介護補償)</p> <p>第7条の2 (略)</p> <p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>177,950円</u>を超えるときは、<u>177,950円</u>）</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき理由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合には、当該介護に要する費用として支出された額が<u>81,290円</u>以下である場合に限る。） <u>81,290円</u></p> <p>(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>88,980円</u>を超えるときは、<u>88,980円</u>）</p> <p>(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合には、当該介護に要する費用として支出された額が<u>40,600円</u>以下であるときに限る。） <u>40,600円</u></p>	<p>(介護補償)</p> <p>第7条の2 (略)</p> <p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>172,550円</u>を超えるときは、<u>172,550円</u>）</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき理由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合には、当該介護に要する費用として支出された額が<u>77,890円</u>以下である場合に限る。） <u>77,890円</u></p> <p>(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>86,280円</u>を超えるときは、<u>86,280円</u>）</p> <p>(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合には、当該介護に要する費用として支出された額が<u>38,900円</u>以下であるときに限る。） <u>38,900円</u></p>

改正後							改正前						
別表 (第2条関係)							別表 (第2条関係)						
医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上	医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	6,618円	8,283円	9,795円	10,923円	11,718円	12,438円	学校医及び学校歯科医の補償基礎額	6,340円	8,085円	9,640円	10,810円	11,645円	12,388円
学校薬剤師の補償基礎額	5,568円	6,470円	7,038円	8,093円	8,950円	9,398円	学校薬剤師の補償基礎額	5,340円	6,310円	6,925円	8,028円	8,908円	9,370円

議案第25号

八戸市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について
八戸市いじめ問題専門委員会委員に別紙の者を委嘱する。

令和6年4月26日 提出

八戸市教育委員会

教育長 齋藤 信哉

理 由

委員の辞職に伴う後任の委員を委嘱するためのものである。

八戸市いじめ問題専門委員会委員

氏名 ふり がな	所属（推薦依頼先）・職名
石原良明 いし ほん よし あき	八戸学院大学 健康医療学部 人間健康学科・准教授

任期は、令和6年5月1日から令和6年10月31日までとする。

議案第26号

八戸市社会教育委員の委嘱について
八戸市社会教育委員に別紙の者を委嘱する。

令和6年4月26日 提出

八戸市教育委員会

教育長 齋藤 信哉

理 由

八戸市社会教育委員の任期満了に伴う後任の委員を委嘱するためのものである。

氏 名	所 属 等
たむら はじめ 田村 元	八戸市私立幼稚園協会 理事
かわむら ひろし 川村 洋	八戸市小学校長会 副会長
いさき こじ 伊崎 己治	八戸市中学校長会 会長
とみおか ともなお 富岡 朋尚	八戸市連合父母と教師の会 会長
たきじり よしとも 滝尻 善友	一般社団法人八戸青年会議所 理事長
やまもと ただし 山本 忠	八戸海洋少年団 指導員
にい や まさえ 新井谷 昌江	特定非営利活動法人はちのへ未来ネット 事務局長
まつもと あやこ 松本 亜矢子	八戸おはなしの会紙風船 書記
ねじょう たかゆき 根城 隆幸	八戸学院大学 地域経営学部地域経営学科 教授
かわもりた れいこ 川守田 礼子	八戸工業大学 感性デザイン学部感性デザイン学科 教授
すずき やすひろ 鈴木 康弘	八戸学院大学短期大学部 幼児保育学科 講師
うめない ゆきこ 楳内 有希子	公募
かみとまい まさこ 上斗米 正子	公募

任期は、令和6年5月1日から令和8年4月30日までとする。

議案第27号

八戸市文化財審議委員の委嘱について
八戸市文化財審議委員に別紙の者を委嘱する。

令和6年4月26日 提出

八戸市教育委員会

教育長 齋藤 信哉

理 由

八戸市文化財審議委員の任期満了に伴う後任の委員を委嘱するためものである。

令和6年度 八戸市文化財審議委員 名簿

氏 名	専 門 分 野
たか はし あきら 高 橋 晃	植 物
さい とう まさ と 斎 藤 政 人	建 築
くま がい りゅう じ 熊 谷 隆 次	近 世
たき じり よし ひで 滝 尻 善 英	民 俗
く どう たけ ひさ 工 藤 竹 久	考 古
やま だ やす こ 山 田 泰 子	美術工芸

任期は、令和6年5月1日から令和8年4月30日までとする。

議案第28号

天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地保存活用計画検討会議委員の委嘱について
天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地保存活用計画検討会議委員に別紙の者を委嘱する。

令和6年4月26日 提出

八戸市教育委員会

教育長 齋藤 信哉

理 由

天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地保存活用計画検討会議設置に伴い、委員を委嘱するため
のである。

天然記念物蕪島ウミネコ繁殖保存活用計画検討会議委員名簿

氏 名	所属等
こう まる まさ あき 幸 丸 政 明	岩手県立大学 名誉教授
たか はし あきら 高 橋 晃	八戸市文化財審議委員
なり た あきら 成 田 章	青森県立八戸聾学校 教頭
とみ た なお き 富 田 直 樹	公益財団法人山階鳥類研究所研究員
しん どう じゅん じ 進 藤 順 治	北里大学獣医学部 教授
あゆ かわ え り 鮎 川 恵 理	八戸工業大学工学部 教授
たか むら ひろ し 高 村 博 現	一般財団法人VISITはちのへ 事務局次長兼誘客推進課長
の ざわ とし お 野 澤 俊 雄	蕪嶋神社 宮司
さ さ き しん えつ 佐々木 眞 悦	鮫町連合町内会長
せき の みのる 関 野 稔	八戸鮫浦漁業協同組合長
すぎ もと けん いち 杉 本 健 一	鮫観光協会会長

任期は、令和6年5月1日から保存活用計画策定までとする。

議案第29号

八戸市文化財の指定解除について
八戸市文化財審議委員に別紙の八戸市文化財の指定解除について諮問する。

令和6年4月26日 提出

八戸市教育委員会

教育長 齋藤 信哉

理由

小田八幡宮仁王門が青森県文化財保護条例第4条の規定により令和6年4月8日に青森県文化財（県重宝）に指定されたことに伴い、八戸市文化財保護条例第11条に基づき、上記の八戸市文化財の指定解除について諮問するものである。

名称及び員数	小田八幡宮仁王門 1棟
所在地	八戸市小田1丁目2-1
指定年月日	昭和48年1月24日
所有者	宗教法人八幡宮 宮司 河村 光穂

